

「確認済みの表示板」の掲示について

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板を掲示する必要があります。

建築基準法第89条及び同第102条

表示板の様式は、下記のように定められています。

建築基準法施行規則第11条

第68号様式

【記載例】

35cm以上

25cm以上	建築基準法による確認済	
	確認年月日番号	平成22年1月23日 第H22確認建築北海道庁00123号
	確認済証交付者	北海道後志支庁建築主事 後志 太郎
	建築主又は名	くっちゃん じゃが太
	設計者氏名	アリエクチャン設計事務所 くっちゃん じゃが子
	工事監理者氏名	アリエクチャン設計事務所 くっちゃん じゃが子
	工事施工者氏名	じゃが造建設株式会社 代表取締役 くっちゃん じゃが造
	工事現場管理者氏名	じゃが造建設株式会社 くっちゃん じゃが吉
建築確認に係るその他の事項		

縦25cm×横35cm以上で、木板、プラスチック板、その他これらに類するものとする。